◎新潟県告示第200号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第８条第２項及び第21条第３項の規定により、かご漁業の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成28年２月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　漁業の名称　えびかご漁業、ばいかご漁業、ずわいがにかご漁業

２　申請期間　　平成28年３月11日から平成28年３月31日まで